

PPP/PFIの推進について

国土交通省

【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 事業班

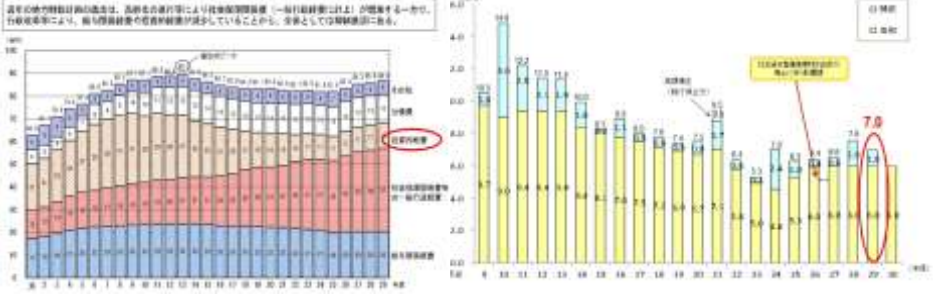
電話：03-5253-8111（内線：24-224、24-226）

URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/>

官民連携事業(PPP/PFI)が求められる社会状況

少子高齢化

○財源不足・投資的経費の伸び悩み



○空き公共施設・低未利用地の拡大

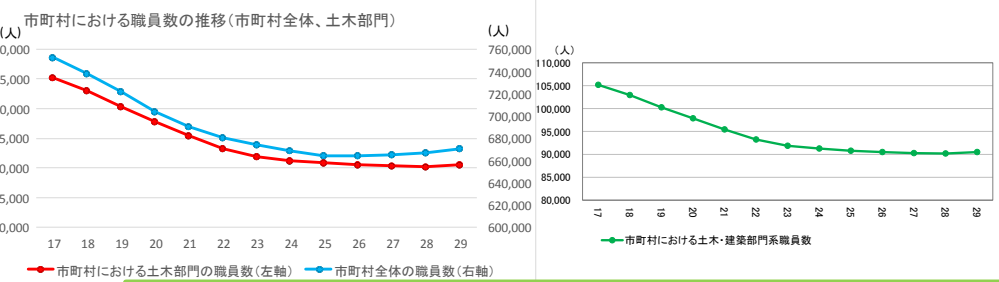


〔旧保育所(現在は食品加工拠点として活用)〕



〔写真(イメージ)〕

○職員人口の減少 写真は大館市より提供



施設の老朽化

○更新投資の拡大



更新費は2013年度の**維持管理・更新費**は約3.6兆円であったものが、20年後(2033年度)には約4.6~5.5兆円最大で約**1.5倍**になると推計される。

- ※1 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路橋梁、置産施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理・更新実績等を踏まえて推計。
- ※2 施設更新は同等の機能で更新(現行の耐用基準等への対応は含む。)するものとし、今後の新設、除却量は考慮していない。
- ※3 個々の社会資本で立地条件等に違いがあることから、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計値は幅を持った値としている。
- ※4 予防保全等に関しては、推計時点で把握可能な部分について考慮し、それ以降の取組については推計に反映していない。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 〔約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)〕	約25%	約39%	約63%
トンネル 〔約1万1千本 ^{注2)} 〕	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) 〔約1万施設 ^{注3)} 〕	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ 〔総延長:約47万km ^{注4)} 〕	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 〔約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)〕	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)
 注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)
 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)
 注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)
 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

従来のやり方では公共施設、公共サービスの維持は不可能
 ⇒民間ノウハウの活用や連携でコスト削減や行政効率化

まちづくりについての官民連携事業(その1)

まちづくりの官民連携事業に求めるもの

地域のにぎわいをつくりたい

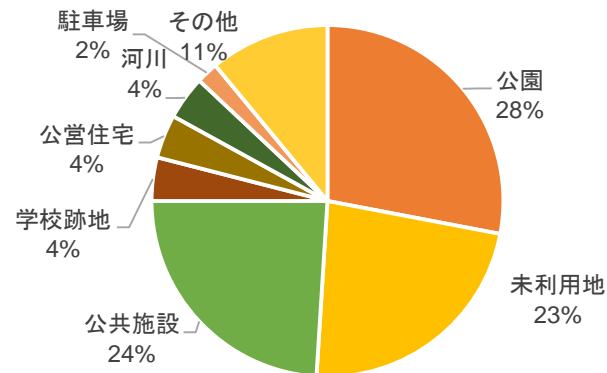
公共空間・跡地を有効活用したい

利便性の高い都市にしたい

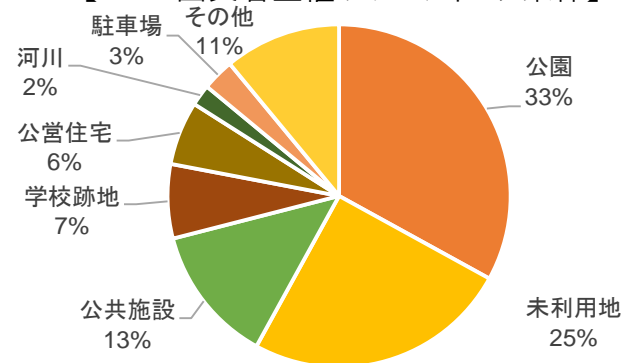
自治体が解決したいフィールド

※分野の重複有

【H29 国交省主催サウンディング案件】



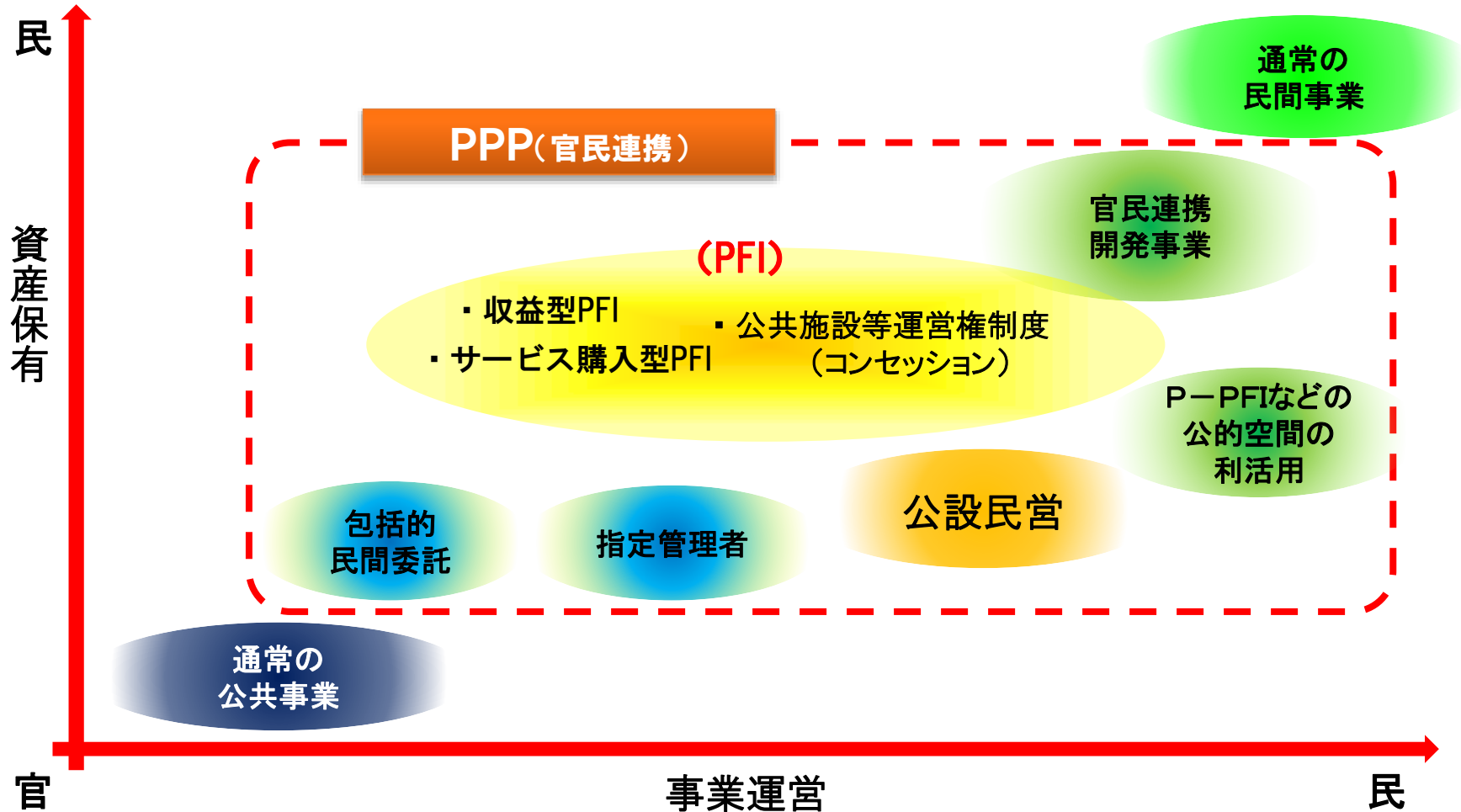
【H30 国交省主催サウンディング案件】



まちづくりについての官民連携事業

- ・にぎわいづくり、利便性の向上、コンパクトなまちづくりなどに寄与
- ・市町村の高い関心が存在

多様に展開される官民連携パターン



特徴的な事例紹介

- 民間からの提案で行政に「気づき」を与えた事例
…流山市(事例1)
- 行政では考えつかない発想で新たな事業となった事例
…沼津市・尾道市(事例2)
- 地元事業者が中心となって地域の賑わい拠点を整備した事例
…函南町(事例3)
- 民間のネットワークで面的な整備が実現した事例
…富山市・東根市(事例4)
- 行政ニーズを踏まえて民間から効率的なスキームが提案され実現した事例
…高浜市(事例5)
- 長期にわたる民間の関与で継続的な賑わいを創出した事例
…紫波町・北九州市(事例6)

事例1 民間からの提案で行政に「気づき」を与えた事例

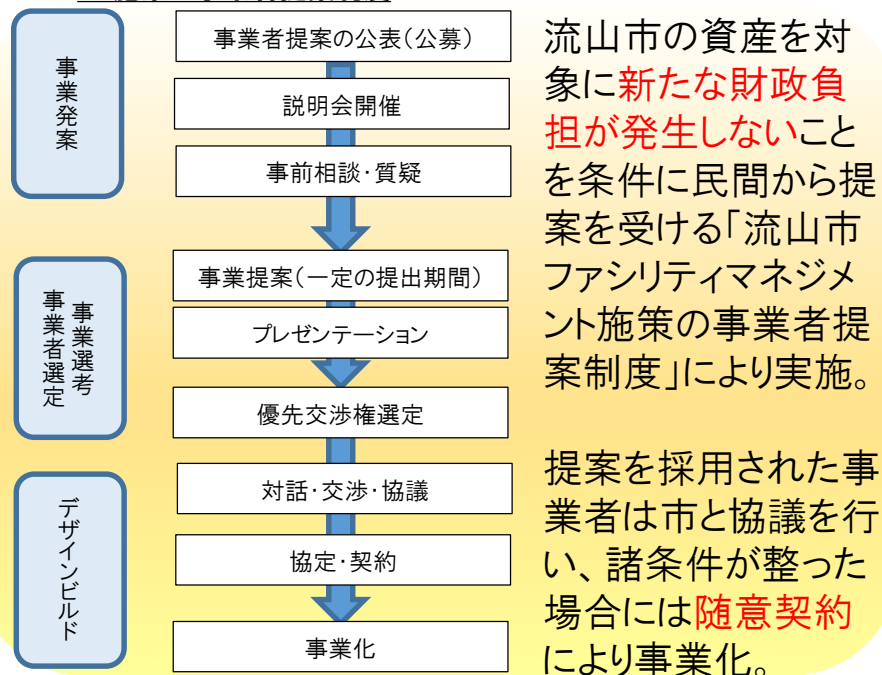
千葉県流山市
人口 約17.4万人

事業概要

スマート庁舎プロジェクト

○事業のきっかけとなった制度

FM施策の事業者提案制度



事業の特徴

庁舎の什器・備品の配置変更等により余剰面積を生み出し、その余剰面積を民間に有償で貸し付けることで新たな什器・備品の整備費に充当。民間からの提案により実現。



○事業効果

市の財政負担なしで庁舎環境の整備を実施

収入 庁舎貸付 : 2,400万円

※業務契約見直しで捻出した費用: 1,500万円

支出 庁舎整備費 : 3,900万円

※従来の包括委託事業の発注コストを見直し、財源確保



事例2-1 行政では考えつかない発想で新たな事業となった事例

沼津市立少年自然の家跡施設等の活用事業

実施主体 静岡県沼津市
人口 約19.6万人

【リニューアル前】



【リニューアル後】



事業概要

- 施設名称 INN THE PARK
- 対象地域 広域公園あしたか(愛鷹運動公園)
- 事業手法 公園施設の設置管理許可
- 事業期間 10年
- 活用した制度等

- ・民間都市開発推進機構
- ・沼津信用金庫
- (まちづくりファンド支援事業【マネジメント型】)
- (1) 支援先 むまづまちづくりファンド
有限責任事業組合
- (2) 出資額 各2000万円

- 事業効果(維持管理費の削減)

旧施設運営時:年間6,000万円程度
事業開始以降:年間200万円程度

事業の特徴

- 昭和46年に少年自然の家として事業開始(市直営)。年々利用者数が減少する中、事業の見直しのためサウンディングを実施。民間事業者の運営する公共用不動産の活用募集サイトへの案件掲載も行い広く情報を発信。
- 首都圏からの利用者も見込んだスタイリッシュな宿泊施設にリニューアル。施設の一部は週末に地元の公園利用者向けにカフェとして開放されたりと、公園と一体で活用されている。
- 市内は組織横断的な公民連携プロジェクトチームにより、民間事業者の要望に柔軟に対応できるような体制を整備。

事例2-2 行政では考えつかない発想で新たな事業となった事例

尾道糸崎港西御所地区(県営2号上屋及び周辺)活用事業

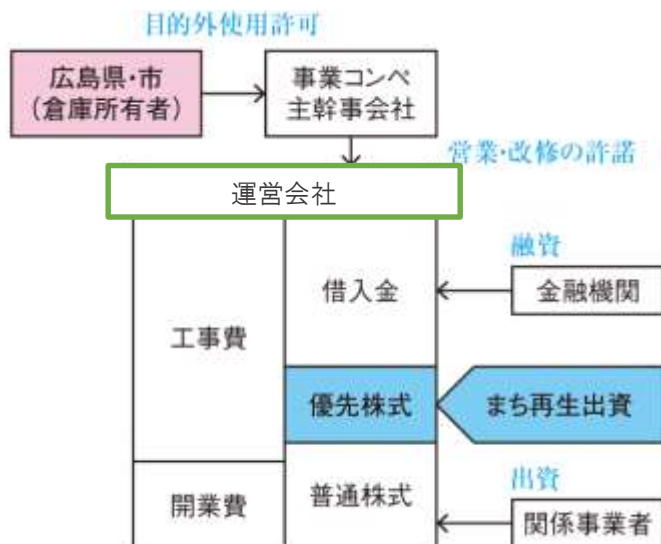
実施主体 広島県尾道市
人口 約14万人

事業概要

- 施設名称 ONOMICHI U2
- 対象地域 上屋(県が所有・市が管理)
- サービス提供期間 5年
- 事業手法 港湾施設の目的外使用許可
- 活用した制度等 (県・市→事業者)

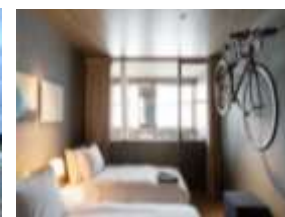
民間都市開発推進機構(まち再生出資)

○スキーム図



事業の特徴

- 「年間15万人の観光客を生み出す」ことに寄与する拠点となることを要件に特定の用途指定のない自由度の高い公募を実施。
- 築70年を超える県営上屋を複合施設(レストラン、セレクトショップ、ホテル等)へ改築。
- 地域の観光資源であるしまなみ街道を意識したサイクリスト向けの機能を導入すると同時に、地域の住民に日常的に使われる機能や地場産業(デニムなど)を活用したテナントの誘致を実現。



事例3 地元事業者が中心となって地域の賑わい拠点を整備した事例

かんなみ 函南「道の駅」・「川の駅」PFI事業

かんなみ
 実施主体 静岡県函南町
 人口 約3.8万人



事業概要

- 施設名称 伊豆ゲートウェイ函南 かんなみ
- 事業方式 BT0方式
- 事業期間 15年
- 活用した制度等

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

事業の特徴

- 町が約250社へのアンケートの実施や、事業の説明会の実施、代表企業意向のある企業への個別ヒアリングなど積極的に情報を提供。また説明会参加企業に参加者リストを配布するなど、コンソーシアムの形成が図られるよう努力した。
- 選定された代表企業は地元の建設業者。地域活性化のための事業であり地元企業が参画すべきという思いから提案。地域に根ざした賑わい拠点の整備が実現。



事例4-1 民間のネットワークで面的な整備が実現した事例

そうがわ 旧総曲輪小学校跡地活用事業

実施主体 富山県富山市
人口 約41.9万人

事業概要

そうがわ

○施設名称 総曲輪レガートスクエア

○事業手法 定期借地方式

※土地(富山市所有)を事業者へ定期借地。
建物は事業者が整備し、公共部分を市が買取。

○借地期間 30年

○活用した制度等

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

事業の特徴

- **小学校の統廃合**(7校→2校)に伴う中心市街地の跡地活用事業
- コンパクトシティの推進を図る上で**市の中心エリア**に**医療・福祉・健康**をコンセプトとした複合施設を整備。
- 地場産品**である**薬膳カフェ**を運営する企業を呼び込むなど、代表企業の**事業者ネットワーク**を活用し運営企業が構成された。



【レストラン】

富山市内にある人気の店舗のシェフが日替わりで腕を振るレストラン。期間限定で県産食材を利用した料理が味わえる。

【スポーツジム】

街の中心地で通いやすいスポーツ施設。ヨガスタジオからジム、スパなど子供から大人まで楽しめる健康スポット。

事例4-2 民間のネットワークで面的な整備が実現した事例

東根市公益文化施設整備等事業

実施主体 山形県東根市
人口 約4.7万人

事業概要

- 施設名称 まなびあテラス
- 施設内容 図書館・美術館・カフェ・都市公園等
- 事業方式 BT0方式(サービス購入型)
- 事業期間 20年
- 活用した制度等

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

事業の特徴

- 地元企業を含むコンソーシアムが落札。代表企業のネットワークを活かして図書館、美術館、カフェなど機能が充実した複合施設が実現。
- 民間の提案の自由度を高めた公募内容とし、図書館では電子書籍や自動貸出機などのシステム導入、図書館内で近接するカフェの飲食を可能にする等利用者の利便性の高い施設となった。



高浜市本庁舎整備事業

実施主体 愛知県高浜市
人口 約4.4万人

事業概要

- 施設名称 高浜市役所
- 事業手法 定期借家方式
- 事業期間 20年



○リース方式とは

〈リース方式の仕組み例〉



- 基本方針・構想の策定
- 事業者の選定
- 設計への意見
- 業務への監視

- 資金調達
- 設計
- 建設
- 工事監理
- 諸官庁手続き
- 維持管理
- 運営

〈リース方式の手順〉



事業の特徴

- 財政難の中で本庁舎の老朽化、耐震性能不足、災害時の市民の安全に関わる課題を「**庁舎を借りる(リース方式)**」で解決。
- 民間からの提案により、**庁舎の必要スペースも半分程度に減少**でき、事業費の削減が可能となった。
- 庁舎管理は民間事業者が実施するため、行政の負荷が軽減され、その分、住民サービスに注力。

事業概要

- 施設名称 オガールプラザ
- 事業手法 定期借地方式
※別棟のオガールベースは定期借地契約、新庁舎はPFI (BT0方式) で整備
- 事業期間
- 活用した制度等

オガールプロジェクト

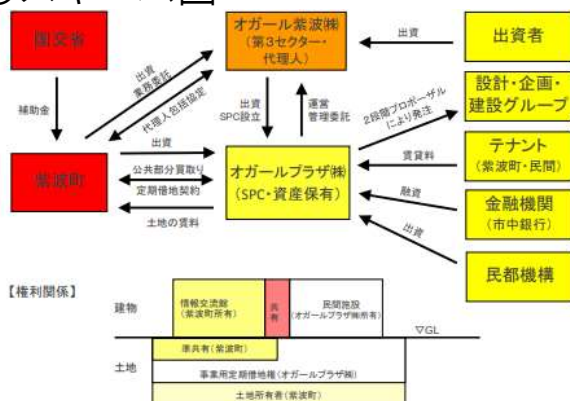
実施主体 岩手県紫波町
人口 約3.3万人



民間都市開発推進機構(まち再生出資)
(1)支援先 オガールプラザ株式会社
(2)出資額 6000万円

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)
(1)対象 公共施設部分
(2)金額 2億7700万円

○スキーム図



事業の特徴

- 10年間塩漬けになっていた町有地の活用事業。
- 長期的な事業成立性を重視し、運営事業者が**施設整備に先行してテナントを募集**。確定した賃料総額の範囲内で採算が見込める事業規模を設定。
当初3階建ての予定を2階建てに減らすなど事業計画の見直しを何度も行った。
- 民間収益施設からの収益に**依拠**し、僅かな財政負担で公共施設整備を実施。

※1: 公共施設敷地の未利用部分を民間に貸し付け、官民合築施設とする。
※2: 官民の所有区分をそれぞれが運営維持管理する。共有部分は専有部棟単位で維持管理費を負担する。

事例6-2 長期にわたる民間の関与で継続的な賑わいを創出した事例

勝山公園鷗外橋西側橋詰広場便益施設等整備・管理運営事業

事業概要

- 事業手法 公募設置管理制度(Park-PFI)
- 事業期間 20年間
- 事業内容
収益施設に飲食店を出店した事業者が街路灯などの特定公園施設の整備を行う
- 活用した制度等

官民連携型賑わい拠点創出事業(公園)
(社会資本整備総合交付金)

○公園面積:約201,000㎡
○公募対象公園施設建築可能面積:約200㎡



[北九州市HP等より国土交通省作成]

実施主体 福岡県北九州市
人口 約96.1万人

○収益施設



○特定公園施設

サークルベンチ、街路灯、植栽等

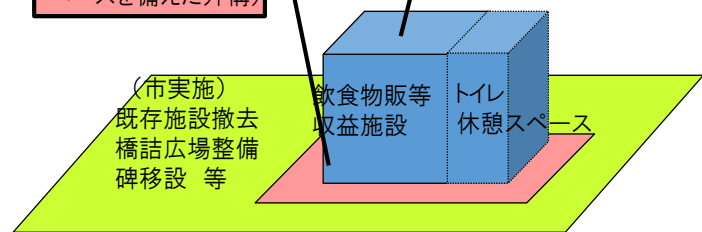


市負担の上限
13百万円

使用料の最低限度
200円/㎡・月

特定公園施設
(一般利用の休憩スペースを備えた外構)

公募対象公園施設(便益施設)



○事業効果

事業者側の提案により市設定の最低価格の5倍となる土地使用料(200,000/月)の収入確保

事業の特徴

- 事業者募集時には当該エリアで行った車を使った移動販売等の社会実験の結果も掲載し、事業者が出店を検討しやすいよう情報提供を行った。
- Park-PFI制度を活用し従来の10年間という事業期間上限を20年間に延長し、長期的な視野にたつて賑わいに繋がる民間施設の立地や採算を見込むことができた。

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)の概要

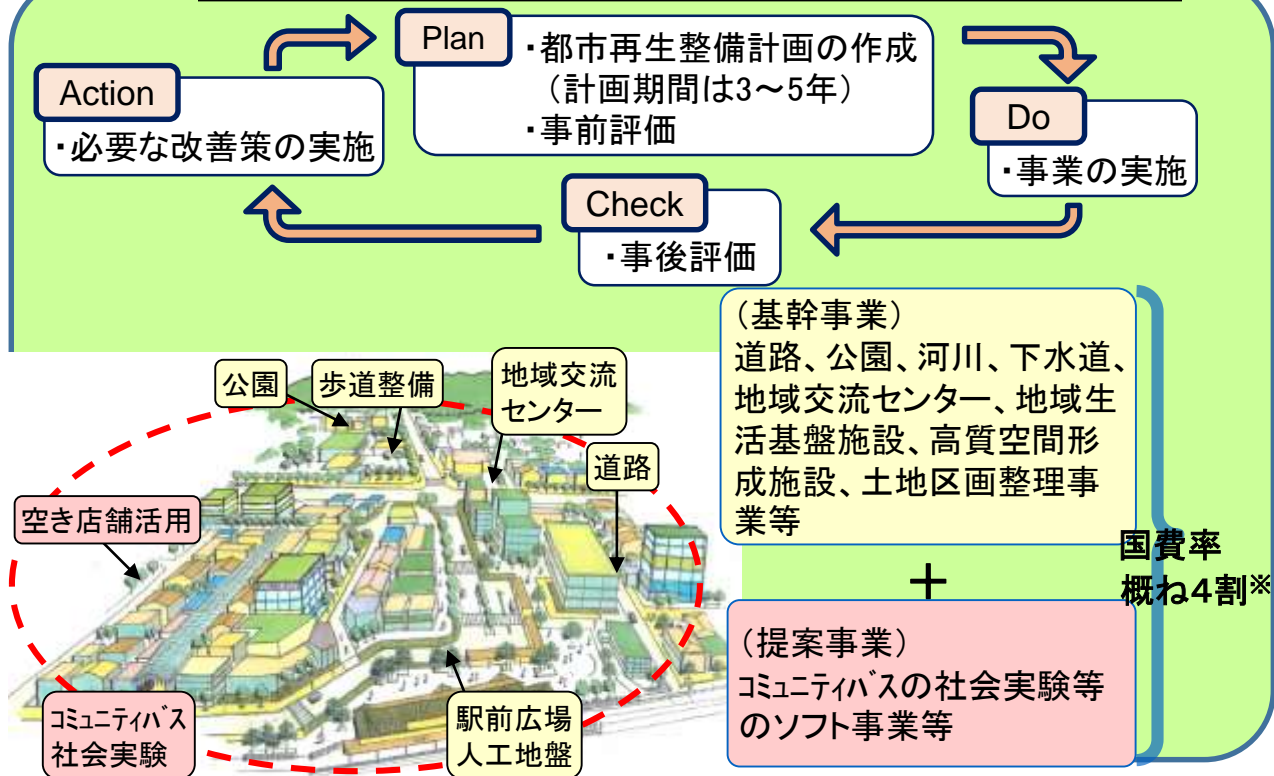
制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)



※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

対象区域

- ①もしくは②の要件に該当する区域

【要件①】

- 立地適正化計画を作成している場合
 - ・居住誘導区域内

- 立地適正化計画を作成していない場合
 - ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域※1・※2

- ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る
- ※2 平成30年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化区域又は非線引き用途地域内

【要件②】

- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において、飲食店、売店等の収益施設の設置と園路、広場等の公共部分の整備を一体的に実施する民間事業者を公募により選定する制度。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元してもらう代わりに、事業者へのインセンティブとして都市公園法の特例措置を講じる。

要件

- ・飲食店、売店等の収益施設の設置・運営
- ・園路、広場等の公共部分の整備

を一体的に行うこと

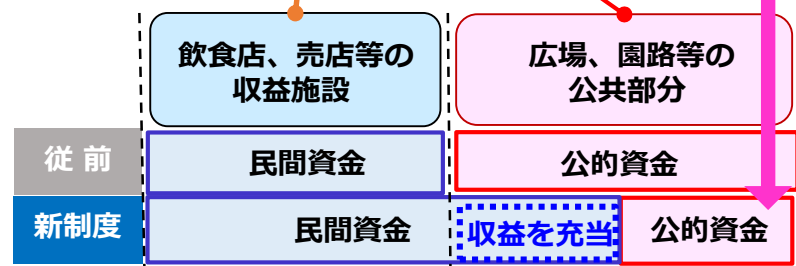
※公共部分の整備費は、全額事業者負担でも、公園管理者の一部負担でも可

<制度活用イメージ>



【インセンティブ特例】

- 特例 1** 設置管理許可期間の延伸 (10年→20年)
- 特例 2** 建蔽率の緩和 (2%→12%※)
※ 都市公園法による公園施設の建蔽率は参酌基準であり、Park-PFIに基づく飲食店等の収益施設の建蔽率は、原則である2%に+10%を参酌して条例で定めることが可能
- 特例 3** 占用物件(※)の追加
※ 自転車駐車場、地域における催し物に関する情報を提供するための看板・広告塔



民間都市開発推進機構による金融支援 (まち再生出資業務の概要)

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・ 民間事業者 (S P C)

<対象区域>

- ・ 都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・ 広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・ 事業用地が0.2ヘクタール以上であること (医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)

※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上

※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上 (誘導施設※1を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

- ・ 次の①～③のうち、最も少ない額

① 総事業費の50%

② 資本の50%

(東日本大震災の被災地においては80%)

③ 公共施設等※2の整備費

(都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1)

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2：公共施設のほか、都市利便施設 (駐車場、防災備蓄倉庫等) 及び建築利便施設 (エレベーター、共用通路等) を含む。

<その他支援条件>

- ・ 竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

<実績等>

平成17年度～平成29年度

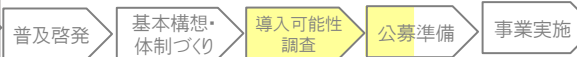
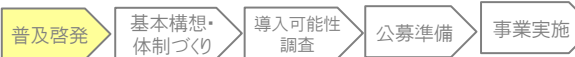
支援件数 46件 支援総額 307億円

国交省の取組(普及啓発)

研修

マーケットサウンディング

首長意見交換会



・官民連携事業を進めるには首長のトップダウンの取組も必要。
 ・首長間で官民連携事業の情報共有や、実施にあたっての悩み・課題について意見交換を行う、首長意見交換会議を開催。

【プログラムイメージ】

- (1) 挨拶 (内閣府、国土交通省)
- (2) 基調講演 (コメンテーター)
- (3) 意見交換
 - ・官民連携に取り組むにあたっての課題や問題意識
 - ・これまでに実施した官民連携事業の成果
 - ・今後取り組んでみたい事業 等



【H29年度 広島会場の様子】

・多くの自治体や民間企業では、官民連携事業のノウハウ不足が実施にあたってのボトルネック。
 ・経験豊富な講師を招いた講義や参加者間での意見交換を通じ、官民連携事業に関する実践的な知識を習得する研修を開催。

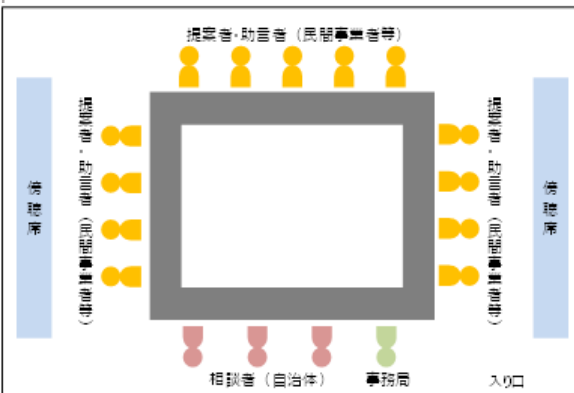
【プログラムイメージ】

科目	内容
①PPP/PFIとは	PPP/PFIが求められる背景や国の取組等の紹介
②PPP/PFI事例	各地域での事例や全国での優良事例等の紹介
③官民対話	民間事業者から意見・アイデアを聞く官民対話の方法や、対話にあたっての公平性やインセンティブ等の紹介
④官民間のリスク分担	PPP/PFI実施時に想定されるリスクの種類や、官民の分担方法・留意点等の紹介
⑤VFMの算出	PFIの実施を検討するにあたって必要なVFMの算出についての演習
⑥意見交換	自治体の個別事案について、参加者間での意見交換

・官民連携事業をより効果的なものとするためには、市場性の有無や実現性の高い事業スキームについて、民間事業者から幅広くアイデア・意見を聞き、事業に反映させるマーケットサウンディングの取組が重要。

・各自治体より現在検討中の案件でサウンディングを希望するものと、その案件に関心のある民間事業者を募集し、全国4か所のブロックプラットフォームにおいてサウンディングを実施。

【サウンディングブースのイメージ】



支援内容

概要

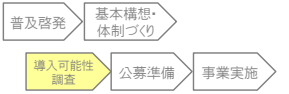
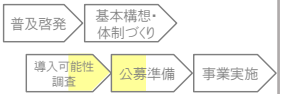
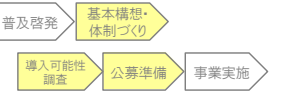

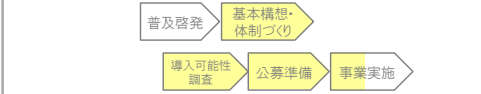
実績

平成29年度
 全国4ブロックで開催 約450名が参加

平成29年度
 全国4ブロックで開催
 46自治体より50件の案件応募
 369社493名が助言者として参加

平成28年度
 全国4ブロックで開催 17首長が参加
 平成29年度
 全国5ブロックで開催 34首長が参加

国交省の取組(自治体支援)

	先導的官民連携支援事業		地域プラットフォーム形成支援		官民連携モデル形成支援
	(イ)事業手法検討支援型	(ロ)情報整備支援型	(イ)個別案件型	(ロ)案件創出型	
支援対象	・地方公共団体等 (地方公共団体、独立行政法人、口供法人)		・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体 ※(ロ)については、基礎自治体をまたぐ広域的なプラットフォームを形成するものに限る。		・中小規模の地方公共団体 (概ね人口20万人未満の市町村)
概要					
	先導的な官民連携事業の導入検討に必要な調査委託費を助成	先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等に係る調査委託費を助成	個別案件を題材としたプラットフォームの形成・活用を通じて、案件の事業化に必要な調査・検討等を支援	広域的なプラットフォームの形成・活用を通じて、個別案件の創出を支援	①～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等を支援 ①分野連携による官民連携事業 ②広域連携による官民連携事業 ③民間の収益事業と一体となって実施する公共施設等の整備・活用事業 ④その他他の地域で活用できる新たなスキームを構築する官民連携事業
形態	定額補助		国の委託調査 (国交省契約のコンサルを活用)		
支援額	上限2,000万円/件 ※(ロ)については、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2		上限800万円程度/件	上限600万円程度/件	上限1,100万円程度/件
期間	1年		2年程度 ※平成31年度以降の新規募集は終了予定		2～3年程度

官民連携(PPP/PFI)の推進①

厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、PPP/PFIを積極的に推進

政府全体の取組

「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成30年改定版)」

(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)

1. 事業規模目標

10年間(平成25年度～34年度)の事業規模目標 : **21兆円**

- (1) 公共施設等運営権制度(コンセッション)型 : **7兆円**
- (2) 収益施設の併設・活用型 : **5兆円**
- (3) 公的不動産の有効活用型 : **4兆円**
- (4) その他のPPP/PFI事業 : **5兆円**

2. コンセッション事業等の重点分野

空港 6件、道路1件(平成26～28年度)→目標達成

下水道 6件(平成30～31年度)、

公営住宅 6件、水道6件、文教施設 3件 (～平成30年度)

クルーズ船向け旅客ターミナル施設 3件、MICE施設 6件 (～平成31年度)

公営水力発電 3件、工業用水道 3件(平成30～32年度)

※ 赤字 : 国交省関連事項

「未来投資戦略2018」

「経済財政運営と改革の基本方針2018」

(平成30年6月15日閣議決定)

アクションプランに掲げる事業規模目標21兆円が位置付けられ、PPP/PFIの推進に取り組むこととされている。

3. 推進のための施策

- (1) 実効性ある優先的検討の推進
 - ・人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 等
- (2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
 - ・官民対話の普及推進 等
- (3) 公的不動産における官民連携の推進
 - ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充 等
- (4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

国土交通省の主な取組

公共施設等運営権方式(コンセッション)等を活用したPFI事業

※公営住宅については、収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

平成30年7月1日時点

空港

但馬空港	平成27年1月から運営事業を実施中。
関西国際空港 大阪国際空港	平成28年4月から運営事業を実施中。
仙台空港	平成28年7月から運営事業を実施中。
神戸空港	平成30年4月から運営事業を実施中。
高松空港	平成30年4月から運営事業を実施中。
静岡空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。
福岡空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。
南紀白浜空港	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。
鳥取空港	平成30年7月から運営事業を実施中。
熊本空港	平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。
北海道内7空港	平成32年度の事業開始に向け、平成30年4月に募集要項を公表。
広島空港	平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

道路

愛知県 道路公社	平成28年10月から運営事業を実施中。
-------------	---------------------

先導的なPPP/PFI手法の導入を検討する地方自治体への支援

地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

ブロック プラットフォーム

PPP/PFI事業の案件形成に向けた情報・ノウハウの横展開(首長意見交換会、実践的研修等)、官民対話の促進(サウンディング等)

自治体 プラットフォーム

官民対話を通じた地域におけるPPP/PFI事業の案件形成の推進

下水道

浜松市	平成30年4月から運営事業を実施中。
須崎市	平成31年4月の事業開始に向け、平成30年2月に実施方針を公表。
奈良市	平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデュレディリジェンスを実施(検討継続中)。
三浦市	平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。
宇部市	平成29年度にデュレディリジェンスを実施。
村田町	平成29年度にデュレディリジェンスを実施。

公営住宅

神戸市(東多聞台)	平成28年12月に事業契約を締結。
池田市(石橋)	平成29年6月に事業契約を締結。
岡山市(北長瀬)	平成29年9月に事業契約を締結。
東京都(北青山)	平成30年2月に定期借地契約を締結。
愛知県東浦	平成30年3月に事業者契約を締結。
大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台)	平成30年3月に事業者契約を締結。
埼玉県(大宮植竹)	平成29年5月に基本協定を締結。
京都市八条	平成30年1月に事業予定者を決定。

MICE

横浜市	平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。
愛知県	平成31年9月の事業開始に向け、平成30年4月に実施契約を締結。